

(単位：人、10月1日現在)

産業大分類別15歳以上就業者数

産 業	昭和60年			平成2年			平成7年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	3,320	1,929	1,391	3,310	1,880	1,430	3,686	2,116	1,570
第1次産業	935	524	411	791	450	341	629	368	261
農 業	716	392	324	607	339	268	480	278	202
林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業、水産養殖業	219	132	87	184	111	73	149	90	59
第2次産業	807	566	241	825	578	247	1,021	723	298
鉱 業	-	-	-	-	-	-	2	2	-
建設業	312	276	36	320	270	50	458	372	86
製造業	495	290	205	505	308	197	561	349	212
第3次産業	1,574	839	735	1,693	852	841	2,033	1,023	1,010
卸売業、小売業	678	327	351	665	320	345	770	367	403
金融、保険業	80	31	49	86	30	56	103	40	63
不動産業	2	2	-	6	3	3	8	5	3
運輸、通信業	138	125	13	183	139	44	16	14	2
電気、ガス、水道、熱供給業	20	17	3	16	15	1	183	143	40
サービス業	523	242	281	611	257	354	774	325	449
公務業務	133	95	38	126	88	38	179	129	50
分類不能産業	4	-	4	1	-	1	3	2	1

資料：国勢調査

農業 米麦を中心とした農業に取り組み、余剰労働力により施設園芸等の振興を図ってきたが、農家の高齢化や農産物の価格の低迷など、農家をとりまく状況は厳しいものがある。一層の農地流動化による経営基盤強化と大型機械導入による効率化省力化の必要がある。

水産業 有明海の異変は、海と共に生きる漁業者の死活問題である。のり養殖業の協業化経営体を推進し、漁業者の経営の安定をめざす。魚介類については、国・県とともに自然保護に努めるべきである。

商工業 規制緩和や構造改革が進展し、流通形態の変化、大型店舗の出店等、人・物の流通・移動範囲が拡大する時代で、本町の商業は厳しい状況にある。特色ある営業が求められている。

## 二 防 災

わが国の消防は、地域に密着した自治体消防として発足以来、半世紀を経過したが、この間、制度・施策等の充実強化が図られ、活動内容も火災予防、警防はもとより救急、救助から地震・風水害等への対応まで広範にわたり、国民生活の基盤となる安全の確保に大きな役割を果たしてきた。

最近では、自治体の区域を越えた広域消防応援体制の拡充を図るとともに、幅広い地域社会との連携のもとに、消防署・消防団を中心とする総合的な消防・防災体制の整備を進めている。

風水害、火災、地震等の災害を防止し、町民の生命・身体および財産を守ることが町づくりの基礎的条件であり、人為的災害・自然的災害の防止は、町の重要な課題である。人為的災害については昭和五十年十一月二十六日に発足した、佐賀郡消防事務組合の常備消防及び町消防団を核として諸機関との連携を密にし、災害の未然防止を推進するとともに、消防施設・設備の充実、消防水利の整備・確保を図り、消防能力の強化、予防、保安等消防事務の充実を図ってきた。

防災 自然災害については、ダムの建設、海岸堤防の補強や河川の整備等により大災害は減少の傾向にあるが、昭和六十年八月台風一三号の襲来と高潮により、嘉瀬川下流の干拓堤防の決壊と三丁井樋付近の溢水、平成二年七月の集中豪雨による全町に亘る浸水等により被害甚大であった。

自然災害は予測出来ない場合が在り、普段から防災体制を強化し、自然災害に対応できる町づくりを進めていく必要がある。そのため海岸・河川堤防の強化並びに保全施設の整備充実を国・県等の関係機関団体に積極的に働き掛けている。

## (一) 災害状況

### 風雨水害による災害状況

梅雨前線豪雨災害 平成二年六月二十八日～七月三日

床上浸水 一戸 床下浸水 一三三戸 水田冠水 八〇〇畝

道路冠水 三四カ所

水防活動 福所江堤防 土囊積み(真砂土 三立方尺)

台風一七号 平成三年九月十三日～十四日

負傷者 一名 建物被害 全壊一戸(建築中) 小屋 六戸

潮風害による水稻被害状況 農畜産物被害状況

被害程度	被害面積	作物名	被害面積	被害額
・収穫皆無	二六五畝	水稻	六九四畝	七九、〇〇〇万円
・七〇%	二二九畝	大豆	一六〇畝	五、六〇〇万円



昭和24年水害 全村水浸

## 災害状況

台風一九号 平成三年九月二十七日

重軽傷者 三名

住家半壊 一二戸 住家一部損壊 六一三戸

非住家全壊 一戸 非住家半壊 九戸

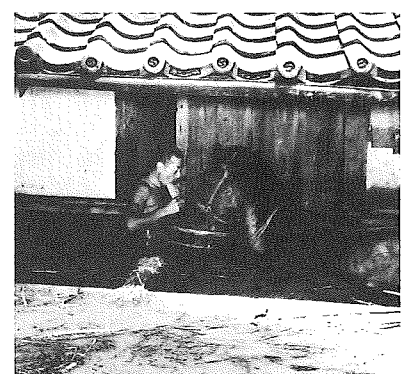
農作物被害

水 稲 四二九畝

雑穀いも・豆 一六〇畝

野菜 九畝

種 別	被害面積	被害量	被害額
園芸関係	二、八畝	六八棟	三、四七二万円
畜産		一〇ヶ	一四〇万円
農協		一カ所	三五〇万円
計	六九四ヶ	計	三、九六二万円
計	六九四ヶ	計	八六三ヶ
計	六九四ヶ	計	九一、〇〇〇万円



人も馬も濁水の中

農業用施設 一二カ所  
 学校建物被害 三カ所  
 シュティス台風

昭和二十四年八月十五日夜、鹿児島県志布志湾から上陸した台風は、人吉盆地の西を通り、十六日夜半、八代と水俣の間を経て八代海へ出て十七日の早朝、対馬の西方海上へ抜けたが、太平洋と大陸の高気圧配置に禍されて進度は極めて緩慢となり、本県では十六日から十八日まで二昼夜にわたって暴風雨にさらされた。

佐賀県の最低気圧九八・三、九時最大風速二四・七メートル、瞬間最大風速二一・六メートルで、十四日の降り始めから十八日までの総雨量は、山間部の古湯で七六・六、一メートル、背振山六九・〇、一メートルとなり、平地では佐賀四九五・五メートル、白石四四七・八メートルで五日間に平年の年間降雨量の三カ月分に相当する雨が降った。

このため県下全域に被害が続出し、死者八一一人、行方不明六人、重軽傷者二八一人、家屋の倒壊流失九七二戸、浸水家屋四万八七八二戸、田畑の流失埋没は一五三七町歩、冠水二万六八〇五町歩、道路決壊二二二カ所、橋梁流失四六九カ所、堤防決壊一、四二七カ所等で、とくに嘉瀬川、祇園川、城原川、田手川の流域の被害は大きく、二十年の枕崎台風後復旧された官人橋、名護屋橋を含め、橋梁のほとんどが流失した。

### 久保田町の被災状況

久保田町の被害状況は、昭和二十四年八月十六日、十八日まで二昼夜、暴風雨に曝れ、嘉瀬川の水位は限界に達し、嘉瀬川と祇園川の合流する三日月村木島溝の堤防が決壊、濁水は三日月村、久保田村、牛津町、芦刈村に氾

濫した。

久保田村の全戸が床上浸水、南部では軒下迄浸かり屋根に登り助けを求める状態であった。濁水は三日も減水せず、非常手段として干潮時に福所江堤防（奉賀樋）を決壊し溢水を放出した。村民挙げての堤防修復作業、浸水家屋の修復後片付け等疲労困憊した。当時の『佐賀新聞』は、久保田の状況を次のように報道している。

### 濁流に子を呼ぶ声 一望の海、電柱にすがる（昭和二十四年八月十八日『佐賀新聞』）

嘉瀬橋上には濁流にのって突進してくる流木を見つめて警戒の人々の顔が緊張そのものだ、一歩久保田村徳方に入ると街道の北側の家を突き抜けてくる濁流で道路は洞巻き、寸断された嘉瀬川、祇園川から波濤となつて押し寄せる水勢は物凄く午前九時半ごろから出はじめた濁水は午前一一時早くもひざを浸し裏から表に突き抜ける水と闘いつつ家財を運ぶ人の上には戸、障子の間から女子供の不安げな目が暗い雨空をのぞいている。小城、杵島の分岐点（徳万西交差点）近くでは水中にトラックが立往生していた。水勢は衰える事無くひざから腰までと水位は高くなり、一一時半二階から屋根をつたい人々は救命ボートで避難を始めた。



子を呼ぶ母、親を捜す子、恐怖と悲しみの人々の声を圧するように濁流はごうごうと鳴る。口まで水をかぶりながら小牛が置き忘れられたように家の入口につながれている、見渡す佐賀平野は白波たける大海さながら、わずか頭だけ出した電柱の行く手に牛津町が、水中の町と化したのが遠くしのばれるのみ。牛津、小城方面への救援自動車も、この一面の湖流に立往生、人々は怒れる水を唯茫然とみつめていた。(徳方にて竹下記者)

昨日から一食も 嘉瀬川、炊き出し運ぶ手繰 (昭和二十四年八月十九日 『佐賀新聞』)

〔浅香特派員〕嘉瀬川の決壊は久保田、芦刈などを泥海と化し濁水は十八日になってさらに増加「水を、食糧を」と救いの声をあげるこれらの地区に記者等は手繰船に飲料水とパンを満載して乗り込んだ。

嘉瀬橋には船の発着場が急造されボンボン船が食糧や水を運んでいる、ボートも連絡用に走っている、こんな光景はカイビヤク以来のことだ、我々の三國丸が久保田の各部落を訪れると、どここの部落でも「水だよ」「ごはんだよ」「二階から一斉に老人、女、子供の顔が現われた」「昨日から何も食べてない、お陰で助かりました、一時はドギャンなるうかと思つたきい」と涙を流すばかりの喜び方だ、しかしこの人達の犠牲は痛々しかった。一晚中降り続いた雨にお寺や部落の大きな家に避難した人々の中には家財道具はもちろん馬、牛は殆ど流してしまつた人も少なくない葦と藻を抜けながら船が進むと山羊やニワトリが無惨に屋根で死んでいる、馬の死体が浮いている、屋根が流れている「稲は駄目だ、三日も水が引かないと全滅だ」深刻これから先のことを案じる不安な気持ち顔いっぱいにあふれている、昨日に変わる今日の悲劇、だれも想像しなかつたこの水魔だ、ボンボン船は濁流をかき分けながら病人を収容して帰途についたが、昨日の猛威を忘れ去つたように泥海には真夏の太陽

が照りつけツバメが水をかすめて飛んでいた。

九月三日には、本多国務大臣を団長とする調査団が来県、災害の爪跡を視察し、その復旧援助を確約されたが県は災害の応急対策を九月県会に提出、知事は被害総額は六九億七〇〇〇万円に達すると述べた。

この年の公共土木の災害査定額は二二億一〇〇〇〇〇〇〇円で、災害復旧はこの年から原形復旧のみでなく、改良を加味した復旧が国の助成の対象とされることとなり、被害が大きかつた城原川が九億三〇〇〇〇〇万円、多良川が、五八〇〇〇万円を投じて復旧工事が実施された。

また、公共土木施設の早期復旧のため、翌二十五年二月に南山村(富士町)に古湯土木出張所、佐賀市に嘉瀬川改修事務所が設置された。

### 災害対策

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二二三号)第一六条第六項の規定により、昭和三十九年七月十七日条例第一五条により久保田町防災会議を設置し、久保田町地域の防災計画の作成、災害に関する情報の収集、水防法に基づく水防計画の調査審議をすることになった。

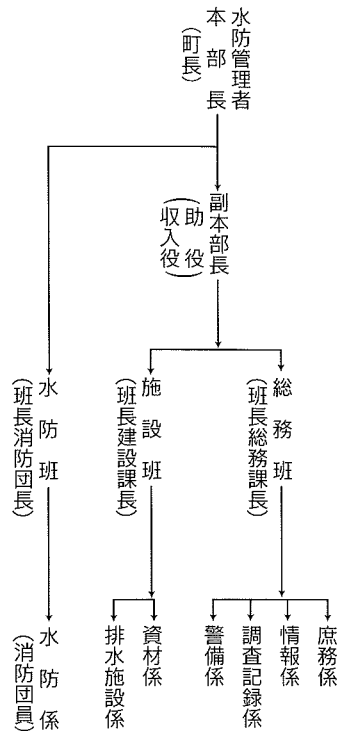
防災会議の会長は町長をあてる。委員は、次の各号に掲げる者をあてる。

- 一 指定地方行政機関の職務のうちから町長が任命する者。
- 二 佐賀県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者。

配備の種類	内容
第一配備体制	少数の人数をもってこれに当たり、情報連絡活動を主とし、事態の推移によって招集その他の活動ができる体制
第二配備体制	所属人数の半数をもってこれに当たり、水防非常事態が発生すればそのまま水防活動ができる体制
第三配備体制	所属人員全員をもってこれに当たる体制

### 三 水防非常配備体制

水防活動の非常配備の内容及び時期については、次の基準による。



水防計画に基づく水防指令が発令された場合、水防本部の組織は、次のとおりとする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

- 三 佐賀県警察の警察官のうちから町長が任命する者。
  - 四 町長がその部内の職員のうちから指命する者。
  - 五 教育長
  - 六 消防長及び消防団長
  - 七 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者。
  - 八 久保田町内にある公共機関及び公共的団体の役員又は職員のうちから町長が任命する者。
- 定数は二〇名以内、委員の任期は二年とする。

## (二) 水防及び消防計画

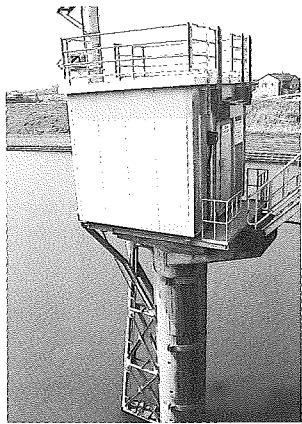
### 1 水防計画

河川、海岸等の洪水高潮等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するため水防法第二十五条に基づき水防事務の調査及びその円滑な実施のため必要な事項を定めたもので、概要は次のとおりである。

- 一 水防活動組織の編成
  - 二 水防本部組織
- 水防活動組織の編成は、本部組織を除き、本編第六章第二節消防計画による組織を準用する。

(注) 信号は適宜の時間継続する。

区分	方法	サイレン信号	
第一信号	約5秒	約15秒	休止
第二信号	約5秒	約6秒	休止
第三信号	約10秒	約5秒	休止
第四信号	約1分	約5秒	休止



嘉瀬川 徳万水位観測所

### 七 水防信号

- (一) 信号の種類
- 第一信号 指定水位に達したことを知らせるもの
  - 第二信号 水防団に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの
  - 第三信号 久保田町に居住するものが出動すべきことを知らせるもの
  - 第四信号 必要と認める区域内居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの
- (二) 信号の方法

### 六 情報連絡系統

水防活動における町内の情報連絡は、防災行政無線通信施設により行うものとする。

### 五 警戒及び水防活動の実施

- 警戒及び水防活動の実施については、水防管理者の指令に基づき次により行う。
- (一) 水位観測及び区域内の警戒に当たり、被害のおそれがある場合は適切な措置を講ずる。
  - (二) 水防活動の状況を直ちに水防本部に速報し、破堤等の被害が生じた場合は、指示を受け、応急復旧に当たり被害の軽減に努める。

### 四 水防班の出動について

水防班の出動については、次の基準により水防管理者が指令する。

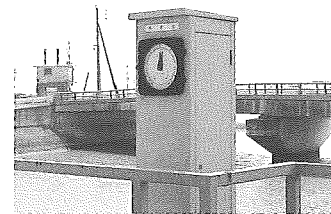
出動	出動準備	指令の種類	配備時期
一 警戒水位に達することが予想されるとき。	一 河川が増水し、指定水位に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。	第一号指令 (第一配備につくべき指令)	今後の気象情報、水位情報に注意し、警戒を要する水防非常事態の予想までかなり時間的余裕があるとき。
二 予報、警戒等により、洪水の危険が切迫したとき。	二 予報、警戒等により、洪水の危険を予知したとき。	第二号指令 (第二配備につくべき指令)	水防非常事態発生が予想されるとき発する指令で、同時に水防警戒発令を行う。
二 予報、警戒等により、洪水の危険が切迫したとき。	二 予報、警戒等により、洪水の危険が切迫したとき。	第三号指令 (第三配備につくべき指令)	事態が緊迫し、第二配備では処理困難なときに発する。

八 河川等の危険区域

- (一) 干拓波受堤防（波浪による破堤）
- (二) 嘉瀬川0.5km地点より禅門樋管まで（溢水）
- (三) 福所江勘左エ門樋管より三三井樋まで（波浪による破堤）
- (四) 福所江水門樋管より禅門排水樋管まで（溢水）

九 主要河川における指定水位及び警戒水位

河川名	水位標位置	指定水位	警戒水位	警戒水位から天端までの余裕高	観測者
福所江	桂秀院橋下	二・二〇m	二・七〇m	二・三〇m	佐賀土木事務所職員
嘉瀬川	嘉瀬橋下	四・〇〇m	五・〇〇m		国土交通省武雄工務所 嘉瀬川出張所職員



福所江 水位観測計

一〇 水防資器材備蓄状況

(一) 水防資材

位置	品名	備蓄資材						
		丸太	杭	木	材	目串		
新田	徳万	三〇本		本	五〇〇枚	四、〇〇〇枚	六〇kg	三〇〇本
計		三〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	八、〇〇〇	一一〇	六〇〇

(二) 水防器材

位置	品名	備蓄器材							
		掛矢	スコップ	斧	鋸	鎌	鉄線	雨合羽	照明具
新田	徳万	二〇丁	二〇本	一〇丁	一〇丁	一五丁	二〇kg	四〇枚	二ヶ
計		四〇	四〇	二〇	二〇	二五	四〇	四〇	二

2 消防計画

消防の組織及び災害時における消防活動は、次によるものとする。

一 消防の組織等

消防施設の状況

(平成7年11月1日現在)

区分	構成地区	ポンプの種類	消火栓			防火水槽	(参考) 団員数
			施工方法	数	口径		
本部	幹町職員	(指揮車)	—	—	mm	—	11 20
第1分団	第1部 町東・町西 徳間・徳久 快方	小型動力 ポンプ付積載	埋設	3	65	—	28
	第2部 福所・下滴 上恒安 久保田宿	〃	埋設 簡易	1 3	65 50	—	36
	第11部 北田	〃	埋設 不凍 簡易	1 1 1	65 65 50	—	17
第2分団	第3部 小路・草木田 桜木・中副 麦新ヶ江	〃	埋設	1	65	1	34
	第4部 新田	〃	埋設 不凍	1 1	65 50	—	16
	第5部 上新ヶ江	〃	埋設	1	65	—	14
第3分団	第6部 下新ヶ江	〃	不凍 簡易	4 3	65 50	—	16
	第7部 大立野東	〃	埋設	2	65	1	14
	第8部 福富	〃	埋設	1	65	—	18
	第12部 永里	〃	簡易	5	50	—	14
第4分団	第9部 久富東 久富西	〃	埋設 不凍 簡易	1 5 4	65 65 50	1	26
	第10部 搦搦東 搦搦西	〃	埋設	1	65	—	29
	第13部 江戸	〃	—	—	—	3	18
消防団加入推進地区 桜木・大立野北・横江・金丸・福島			合計	40	—	6	311

町では、昭和四十六年五月十五日に条例第九号で久保田町消防委員会を設置。消防団員の服務、待遇及び消防施設の改善その他消防に関して町議会に建議することになっている。委員は消防関係者六人、町議会議員四人及び学識経験者二人、任期は四年となっている。

消防団の組織等は、久保田町消防団の設置等に関する条例（昭和五十七年条例第二〇号）及び久保田町非常勤消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和五十七年条例第二一号）並びに久保田町消防団規則（昭和五十七年規則第一一号）の定めるところによるものとする。ただし、久保田町災害対策本部が設置された場合は、その組織に組入れるものとする。

(三) 非常備消防

久保田町消防団の変遷

久保田町消防団は、昭和二十二年九月三十日公設消防団を設立、同年十月八日警防団の解散式があり、引き続き消防団の結成式が行われた。

昭和二十二年十二月法律第二二六号で消防組織法が公布され、翌二十三年三月施行となり消防団は警防の指揮を離れ、市町村長の指揮下に入った。同年七月法律第一八六号消防法が公布され、消防の任務が明確化された。

昭和二十二年当時の消防団は、部数五部、団員数二六〇名、可搬式動力ポンプ五台でスタートした。昭和三十三年には、部数も一〇部になり、団員数二九〇名、可搬式動力ポンプ七台、手挽ガソリンポンプ五台、牽引自動車八台を整備した。

現在は、本部の外四分団、一三部、団員数も三二一名、全部に小型動力ポンプ付積載を配備、火災等出動のスピードアップが図られ、消火栓も町内に四〇箇所設置された。

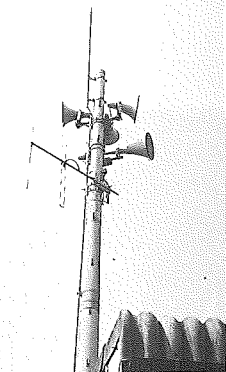
消防防災無線設置整備

設備名及び装置名	数量
1 同報無線系親局	
60MHz送信装置 (5W)	1式
選択呼出装置 (40局)	1式
電子サイレン起動装置	1式
音声増幅装置 (120W)	1式
音声調整装置	1式
レコードプレーヤー卓	1式
テープレコーダー卓	1式
自動起動装置	1式
ベルタイマー	1式
ミュージックチャイム	1式
非常用電源 (基地局と共用)	1式
遠隔制御装置 (親)	1式
〃 (子)	2式
空中線柱	1式
空中線 (60MHzスリーブ)	1式
避雷針	1式
トランペットスピーカ (30W)	4個
ストレートホーンスピーカ (50W)	2個
地図表示盤	1式
2 移動無線系基地局	
400MHz送受信装置 (5W)	1式
主制御装置	1式
遠隔制御器 (親)	1式
〃 (子)	3式
空中線 (ブラウンスリーブ)	1式
選択呼出装置 (上リセルコール)	1式
3 同報無線系子局	
屋外拡声式受信装置	16基
空中線 (三素子八木)	16基
空中線柱	16基
トランペットスピーカ (30W)	55個
ストレートホーンスピーカ (50W)	6個
避雷針	16個
個別受信器	67台
4 移動無線系子局	
車載携帯兼用無線機 (5W)	5台
携帯型無線機 (1W)	2台

同報無線系子局屋外拡声式  
受信装置設置場所

番号	設置場所
1	久保田町中副
2	〃 小路
3	〃 徳間
4	〃 快万
5	〃 北田
6	〃 下満
7	〃 福所
8	〃 上新ヶ江
9	〃 永里
10	〃 横江
11	〃 大立野北
12	〃 久富西
13	〃 搦東
14	〃 搦西
15	〃 江戸
16	〃 江戸

絡の必要を生じた場合には、無線放送により伝達周知させるため、昭和五十八年度消防防災無線施設整備補助事業により、役場を親局とし町内全域、無線による放送設備を完成した。



屋外拡声装置

佐賀広域消防防災無線系子局屋外拡声式受信装置設置場所  
火事や災害の発生状況などを、消防署・町役場等から関係職員や町民に緊急連

張所が業務を開始した。町民の生命・財産を守り、交通事故をはじめ各種災害に対処するため、消防救急業務の整備強化が必要となった。佐賀郡六町(久保田町・東与賀町・川副町・諸富町・大和町・富士町)で常備消防の設置について協議し、昭和四十六年六月、消防組織法第一〇条に基づく消防本部および消防署設置の政令指定を受けた。昭和四十九年三月、佐賀郡消防事務組合を設立、佐賀郡南部消防署を川副町に設置、常備消防が発足した。昭和五十年十一月二十六日、南部消防署久保田出張所が業務を開始した。



消防局 久保田支所

火災・救急

国民生活を取りまく社会環境は、著しく変貌をとげ、それにともない各家庭においても日常生活に石油・電気器具の多様化により家庭の主婦に対する防火思想の普及が重要となった。特に火災予防週間には広報活動により火気の取り扱いについて注意を喚起している。火災予防は子供から大人まで家庭全体、町全体でと防火意識を高めるため、幼年消防クラブ、少年防火クラブ、婦人防火クラブの育成に取り組んでいる。

(四) 常備消防

火災状況

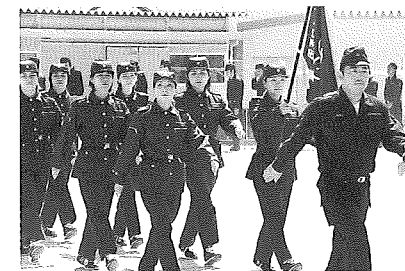
西暦	火災発生件数		救急車出動件数	
	年号	件数	件数	件数
1892	明治25	1		
1955	昭和30	1		
1956	31	1		
1974	49	2	30	
1975	50	3	61	
1976	51	5	81	
1977	52	1	90	
1978	53	0	95	
1979	54	0	84	
1980	55	5	102	
1981	56	3	113	
1982	57	3	109	
1983	58	6	110	
1984	59	2	91	
1985	60	2	95	
1986	61	2	112	
1987	62	3	94	
1988	63	3	78	
1989	平成1	2	74	
1990	2	1	107	
1991	3	2	106	
1992	4	2	84	
1993	5	1	111	
1994	6	3	117	
1995	7	4	128	
1996	8	6	145	
1997	9	3	137	
1998	10	4		
1999	11	2		

統計調査 久保田町火災発生概要より

※火災については上巻の天変地異(71頁)参照

歴代消防団団長

鶴丸 隆英 昭和二十二・九・三十一 昭和二十六・十一・二十九  
 石川 郁郎 昭和二十六・十二・十 昭和三十六・十二・十  
 大坪 政一 昭和三十六・十二・十八 昭和四十九・三・三十一  
 遠江 芳男 昭和四十九・四・一 昭和五十三・三・三十一  
 森 賢一 昭和五十三・四・一 昭和五十八・三・三十一  
 古賀 常男 昭和五十八・四・一 昭和六十二・三・三十一  
 成清 虎男 昭和六十二・四・一 平成三・三・三十一  
 御厨 俊幸 平成三・四・一 平成七・三・三十一



婦人消防訓練

歴代消防団副団長

塚原 盛男 平成七・四・一 平成十二・三・三十一  
 島 浩司 昭和十一・四・一 至現在

大坪 政一 昭和三十二・四・一 昭和三十七・三・三十一  
 江原 利雄 昭和三十七・四・一 昭和四十九・三・三十一  
 森 賢一 昭和四十九・四・一 昭和五十三・三・三十一  
 古賀 常男 昭和五十三・四・一 昭和五十八・三・三十一  
 成清 虎男 昭和五十八・四・一 昭和六十二・三・三十一  
 御厨 俊幸 昭和六十二・四・一 平成三・三・三十一  
 塚原 盛男 平成三・四・一 平成七・三・三十一  
 島 浩司 平成七・四・一 昭和十一・三・三十一  
 中野 梓 昭和十一・四・一 至現在

消防団功労者(叙勲受賞者)

昭和五十四年 四月二十九日 勲五等瑞宝章 大坪 政一 明治四十三年十一月 三日生  
 平成三年 四月二十九日 勲六等单光旭日章 古賀 常男 昭和四年 十月 十日生  
 平成六年十一月 三日 勲六等单光旭日章 成清 虎男 昭和八年 一月十二日生



佐賀広域消防局 南部 消防署 (川副町)

## (五) 治安

明治維新の頃は、兵部省の下で府県兵によつて治安は維持されたが、それが司法省の管轄に変わり、さらに内務省に移されて、司法警察・行政警察という概念が確立した。

明治二十二年、地方管制の改正によつて国家警察となつて内務大臣の管轄下に入った。昭和二十三年、警察制度も中央集権の警察から自治体警察へ移行して、公安委員会が設立された。昭和二十六年十月一日、自治体警察は住民の意志によつて廃止することができるようになった。昭和二十九年七月一日、自治体警察、国家地方警察が廃止され、今日の都道府県単位の地方警察の設置となった。

### 1 防犯対策

#### 町防犯条例の設置

町民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もつて安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的に、平成七年六月二十三日条例第一五号を設置した。

この条例により町は、町民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動に対する援助、防犯に寄与する環境の整備等の施策を策定し、及びこれを実施する。

町長は、町の区域を管轄する警察署の総合的な防犯対策の実施状況との整合性に配慮するとともに、久保田町防犯推進協議会の意見を聴き、防犯活動関係機関、団体の長と密接な連携を図る。

### 2 駐在所沿革

#### 久保田警察官駐在所 佐賀郡久保田町大字徳万二八四

① 明治二十二年久保田宿駐在所として開設、詳細不明、同二十七年一時廃止、同三十一年五月国鉄久保田駅創設により久保田村字宿八六に宿巡查駐在所開設（祇園神社付近）

② 明治四十年敷地が駐在所の民間個人の所有地となり、ために部落民より年額二百円を借地料として支払うこととなり、昭和二年四月から年額一二〇円に値上げ、同五年十二月折からの不況時代として百円に値下げされ久保田村費支払となる。

③ 昭和十七年十一月同村徳万巡查駐在所廃止によりその管轄区受入、同二十九年七月一日久保田巡查部長派出所に昇格、同二十四年五月十日久保田駅取締りのため出張所開設、同二十七年四月より各駐在所から同出張所へ週三日出張となり、同二十八年八月廃止。

④ 同二十九年四月久保田村大字徳万二八三に新築着工、八月十三日完成移転、工費六五万円、十二月二十四日村民の要望により公電設置。



⑤ 同三十二年四月巡查駐在所に降格、同四十二年四月一日町制施行久保田町となり、同四十三年七月十五日地番変更徳万二八四八、同四十七年十二月公電ダイヤル式に変わる。

横江警察官駐在所 佐賀郡久保田町大字新田一、四五一の一

① 明治二十二年八月久保田村大字新田二二九鍵山俊八座敷借用大立野駐在所開設のち大字新田一六次いで二三〇に移り九月永里二に民家借用永里駐在所と改称。

② 同三十六年八月永里三〇に移転、同四十年四月大字新田に移転再び大立野駐在所を復活。

③ 大正十年六月大字新田字福富七に古賀文一郎新築無償提供につき移転、同十三年六月宇治端駐在所と改称。

④ 昭和三十八年九月大字新田字横江一、四五一の一に新築着工、同三十九年十二月十八日落成移転、横江駐在所と改称、土地三七九・五三平方メートル、建物五六・一平方メートル



横江駐在所

佐賀警察署管内少年非行の現状

少年非行が戦後第四のピークを迎えていると言われていたなか、当署管内居住の一七歳少年によるバスジャック事件の発生、全国各地で少年による殺人等の凶悪事件が発生するなど、少年事件の凶悪・粗暴化の傾向が強まり大きな社会問題となり少年法の改正が行われた。

当署管内も、全国的傾向と同じ現状がみられ非行総数では、前年を上回り増加の兆しがみられ、特に粗暴犯が

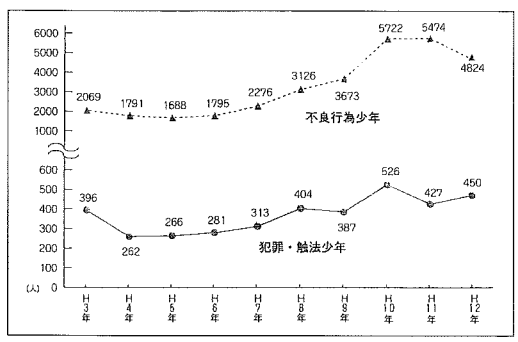
増加している現状である。

平成十二年中の少年非行の特徴は次のとおりである。

犯罪少年・触法少年

刑法犯、特別法犯合わせて全体的には、平成十一年を三三人(五%)上回り、その中でも粗暴犯(傷害、恐喝)、窃盗(万引き、侵入盗)、占有離脱物横領、覚醒剤事犯が前年に比べ増加している。刑法犯のうち、窃盗が約六六%を占めている。窃盗の口口は万引きが六九%、次に乗物盗が二四%となっている。刑法犯少年を学職別にみると、高校生が約五〇%、中学生が二〇%、小学生が一人と前年に比べ九人増加している。非行の低年齢化がうかがえる。年令別では、一六歳が一二人と最高で、一五歳が九三人、一七歳が八七人となっている。

非行少年等の推移



犯罪・触法少年

罪種別		H11年中	H12年中	前年対比
刑法犯	凶悪犯	6	5	-1
	粗暴犯	14(6)	18(6)	+4(±0)
	窃盗	289(138)	289(128)	±0(-10)
	その他の刑法犯	109(47)	128(44)	+19(-3)
計		418(191)	440(178)	+22(-13)
特別法犯	毒劇物(シンナー)	6(2)	4	-2(-2)
	覚せい剤	3	5(4)	+2(+4)
	その他		1	+1
	計	9(2)	10(4)	+1(+2)
合計		427(193)	450(182)	+23(-11)

( ) は女子で内数 ※その他刑法犯…わいせつ、知能犯、占有離脱物横領

が、覚醒剤は増加している。

覚醒刑事犯の構成は、学生一人、有職・無職四人、特に女性が八〇%を占め、少年層への浸透が心配される。不良行為少年

全体的には前年に比べ六五〇人の減少となっているが、不健全性行為が五五〇%増、家出が二二九%増、無断外泊が一六〇%増などが目立っている。

### 青少年問題協議会

久保田町では、青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法（昭和二十八年法律第八三号第五条の規定）に基づき、昭和四十二年八月三十一日条例第一三三号で、青少年問題協議会を置く。

#### 協議会の委員

議長、副議長、助役、教育委員長、思斉小・中学校長、公民館長、民生児童委員総務、部落長会長、婦人会長、母子会長、青年団代表（男女）二名、保護司代表、少年補導員二名、思斉小・中PTA会長、高校父兄会代表二名、交通安全協会代表、子供クラブ連絡会代表二名

#### 青少年育成専門員

昭和五十七年三月二十七日教委規則第一号で、青少年の健全育成並びに非行防止を図るため久保田町青少年育成補導員を置き、青少年の非行化防止を図るため、次の業務を行う。

非行化の早期発見活動（相談業務、長欠児童生徒の調査・就学促進、被害実態等の調査）

早期補導活動（専門機関及び学校との連絡・提携、街頭補導、継続補導、家庭に対する補導連絡）

情報、資料等の整理、各種団体との連絡提携

## 三 交通・通信

### (一) 交通の概況

終戦後の駅は、復員軍人や海外からの引揚者で混雑した。その後、家に落ち着き生活が始まると物資欠乏の中で食糧の買い出しに奔走する人で列車の中は賑わった。米は配給品で、その流通は統制されていたので、自由にならなかった。闇米という正式のルートを経ない米の取引をする人が列車を利用するなど、鉄道の乗客はかき足らなかつた。特に、当時のエネルギー源といえば石炭で、貨物列車には石炭列車といわれる石炭だけを積んだ貨車も走った。

道路交通も乗用車の進歩と道路の整備拡充により、バスも大型化し交通は便利になり、朝夕の通勤バスは満員になることがよくあった。しかし、昭和末期頃になると自家用車が急速に増加し、エネルギー源は石炭から石油に代わり、炭山は閉山し昭和五十七年十一月十五日には、駅の貨物取扱い廃止という結果になった。その後も自家用自動車は増え続け、一軒の家に二台、三台と保有する現状で、バスの乗客は貸切以外は僅少となり、定期路線バスは一部整理の止むなきに至り、鉄道も乗客の減少で無人駅が多くなり、久保田駅も昭和六十年一月二十日から無人駅となった。